

〔撤廃すべき惡法の部〕

以下各惡法即時撤廃すべし

一、治安警察法

二、治安維持法

三、暴力行為取締法

〔實行方法〕

一、組合同盟の労働法制委員會を存置繼續せしめる

こと。

二、労働立法獲得、惡法撤廃運動を組合同盟より全労働團體に向つて提唱せしめ強大なる運動を起すこと。

〔理由〕

一、紡織労働者連續五時間労働中休憩時間設置の件
（法第12条第1項第2項）
〔主文〕
日本紡織労働組合提出
深夜業廢止後に於ける午前中五時間連續作業中十五分の休憩時間を設くこと

深夜業廢止後に於て、午前六時より十一時まで連續五時間労働に於て一回の休憩時間なし、之は労働者の疲勞を倍加し引いて其の健康に悪影響を及ぼすことを明なるを以て其の内十五分の休憩時間を設くべし

〔理由〕

深夜業廢止迄に於て幾多の犠牲の伴ふことは言を俟つまでもない。苦難の闘争を應撫・救濟・慰問をするものは、唯々同志愛である。從來まで犠牲者及び家族を救濟する場合即ち救濟金乃至はその職業者で居台員から臨時募集乃至は之の犠牲者救濟を徹底的に果すために、常設的・大衆的・統一的にまで組織して、犠牲者救濟に備へ、而して眞に、友愛の情を精神的にも物質的にも發露せしむべきであると信する

開放戰線上に於て幾多の犠牲の伴ふことは言を俟つまでもない。苦難の闘争を應撫・救濟・慰問をするものは、唯々同志愛である。從來まで犠牲者及び家庭を救濟する場合即ち救濟金乃至はその職業者で居台員から臨時募集乃至は之の犠牲者救濟を徹底的に果すために、常設的・大衆的・統一的にまで組織して、犠牲者救濟に備へ、而して眞に、友愛の情を精神的にも物質的にも發露せしむべきであると信する

關東合同労働組合提出

一、犠牲者救濟金積立に關する勧告案

即ち從來の如く犠牲者の出た場合にのみ對策を講ずる機會的方法を捨て、當時的に、組合員からの特別積立に依る方法を決すべきことを勧告するものである

〔實行方法〕

一、積立は、各組合別に依ること
二、毎月會費納入の際に、一定額を同時拂込ましめること
三、積立金は一般會計と全然別個なる取扱方に置くこと
四、積立金は一定額に達するまでえ置くこと
五、救濟の範圍及びその額は特に細則を設くること

一、自主的組合青年部確立に關する件

高砂製紙労働組合提出

青年に特殊なる經濟闘争を最も強力且つ有効に遂行せんがために、組合内に青年部を獨立部門として

建立する事。
一、我等労働青年は新なる帝國主義戰爭の準備と資本主義の產業合理化の下に、異常に苛酷なる苦惱を受けつゝある。同一労働に対する不平等な支拂昇給の廢止、身心の發育を阻害する労働時間の延長、更に青年労働者をめがけての強制殘業、從來の奴隸的體使、更に特に青年に對する強制的軍事教育、苛酷なる軍國主義の負擔、青年のあらゆる文化的要素の蹂躪等、是等一切は凡て特に青年労働者をめがけて行はれつゝある。

二、加ふるにブルジョアジーは凡ゆるブルジョア機關（青年團青年訓練所、ボーアスカウト、修養會等）を通じて労働青年をば反動的に組織し教育し、ひたすら帝國主義戰爭の準備のために動員し、階級的組合運動に對立せしめんとし、ある、かゝる情勢の下に於いて之等労働青年をば如何に組織し教育するかは重要な問題である。

二五